

ふるさと文化振興助成金交付要綱

平成 24 年 4 月 1 日施行
平成 27 年 5 月 13 日一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人下呂ふるさと文化財団（以下「財団」という）が、地域文化の発展に寄与することを目的に、住民主体の文化的活動に対する助成を適正に実施するため、ふるさと文化振興助成金（以下「助成金」という）の交付に関して必要な事項を定める。

(交付対象事業)

第2条 この助成金は、財団の会計年度を単位に行うものとし、交付の対象となる事業は下記のとおりとする。

- イ. 地域における文化的な、創造活動や地域づくりの活動
 - ロ. 伝統文化の研究や保存及び振興事業
 - ハ. 学術的な研究や芸術的な活動
 - ニ. 文化に関する研究会、講演会、鑑賞会等の開催
 - ホ. 文化に関する指導者の育成事業
 - ヘ. 住民の文化意識の発展や充実を図るための事業
 - ト. その他財団が助成金を交付することが適正と認める事業
2. 下に掲げる事業は原則として交付の対象より除外することとする。
- イ. 営利を目的とした事業
 - ロ. 主催者が市外の団体（以下団体は個人を含む）である事業
 - ハ. 宗教的、政治的活動及び企業の行う事業
 - ニ. 特定の対象者を限定して行われる事業
 - ホ. 開催会場が下呂市外である事業
 - ヘ. 個人または団体の運営に関する事業
 - ト. 同一事業について他の助成金等を受けている。又は市の補助金の対象となる事業
 - チ. その他財団が助成金を交付することが適正と認められない事業

(対象経費及び助成額)

第3条 助成の対象となる経費及び助成額は次のとおりとする。

(1) 助成対象経費

会場・舞台費、出演料・謝金・人件費・展示等借上料、旅費交通費、作曲料・脚本料等の音楽・文芸費、通信運搬費、印刷・宣伝費、記録費、その他代表理事が必要と認める経費。

(2) 助成額

財団は、予算の範囲内で、助成するものとする。同一事業に対し、3年を限度として助成する。

(ア) 1回（1年目）事業に要する助成対象経費の2分の1以内で、かつ10万円を限度とする。

(イ) 2回（2年目）事業に要する助成対象経費の3分の1以内で、かつ7万円を限度とする。

(ウ) 3回（3年目）事業に要する助成対象経費の4分の1以内で、かつ5万円を限度とする。

(助成金交付要望書の提出)

第4条 助成金の交付を受けようとするものは事業開始1か月前までに、財団に助成金交付要望書（様式第1号）を提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第5条 財団は、前条の助成金交付要望書を受理したときは、理事会において内容を審査し、助成金の交付もしくは不交付を、また交付の場合は交付予定額を決定し、要望者へ通知する。ただし、助成金交付要望額が1万円以下の場合、代表理事の判断において交付の決定をすることができる。

2 前項により、代表理事の判断において交付の決定をした場合は、事後に理事会へ報告しなければならない。

(助成金交付の制限)

第6条 助成金の交付は、年度を4月1日よりの前期と10月1日よりの後期の2期に分けて実施し、1団体1年度1回までとする。また、同一事業に対し3回(3年)までを限度に助成できるものとする。

(交付の条件等)

第7条 財団は、助成金の交付を決定する場合において、助成金交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(助成事業の実績報告)

第8条 助成金の交付予定額の決定を受けたものは、事業が完了したときは完了の日から1ヶ月以内に助成事業実績報告書(様式2号)及び財団が示す書類を提出しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 代表理事は、助成事業実績報告書等の内容を審査し、適正と認めたときは助成金交付額を決定し、助成金を交付する。

2 助成金の交付にあたり、代表理事において決定できない事項が生じたときは、速やかに理事会を招集し協議する。

(助成金の返還)

第10条 財団は、助成事業の内容等に不明な点がある場合には、助成金の交付を受けようとする団体の代表者等から説明を求めることができる。

2 助成金の交付を受けた団体において、当該助成金の交付を受けるにふさわしくない事態が生じた時は、財団は助成金交付の中止又は交付後においてはその返還を求めることがある。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、移行の日から適用する。

この要綱は、平成27年5月13日から適用する。